

# 半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する各事業の共通事項について定めることにより、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域生活を支援し、もって障がい者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (地域生活支援事業)

**第2条** 法第77条の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 障がい者相談支援事業
- (2) 障がい者意思疎通支援事業
- (3) 障がい者日常生活用具給付事業
- (4) 障がい者移動支援事業
- (5) 障がい者地域活動支援センター事業
- (6) 障がい者訪問入浴サービス事業
- (7) 障がい者日中一時支援事業
- (8) 障がい者体験的宿泊事業
- (9) 知的障がい者職親委託制度
- (10) 障がい者自動車運転免許取得事業
- (11) 障がい者自動車改造助成事業
- (12) 障がい者（児）タクシー料金助成事業
- (13) 障がい者（児）バス運賃扶助事業
- (14) 点字図書給付事業
- (15) 半田市緊急ショートステイ事業
- (16) その他法第77条第1項第9号に定める事業

2 前項各号の事業内容等は、別途事業ごとに要綱（以下「各事業要綱」という。）で定めるものとする。

## (実施主体)

**第3条** この事業の実施主体は、半田市とする。

2 市長は、事業の実施について、その全部若しくは一部を適切な事業運営を行うことができると思われる団体等に委託し、若しくは指定し、又は事業を実施する団体に補助金を支給することができるものとする。

## (利用対象者)

**第4条** 地域生活支援事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、その者又はその者の保護者が市内に居住地（居住地を有しないとき又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有するものとする。ただし、各事業要綱において利用対象者について別の定めがあるときは、当該規定によるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた児童
- (3) 愛知県から療育手帳の交付を受けた者（名古屋市などから同様の手帳の交付を受けた者を含む。以下同じ。）又は療育手帳の交付を受けていない児童であって、早期の療育が必要と市長が認めたもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に

規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は同等の障がいを有することを証明する書類を有する者

(5) 法第4条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者

(6) 法第76条の2第1項第2号に規定する65歳に達する前に長期間にわたり障がい福祉サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）に係る支給決定を受けていた障がい者であって、同号に規定する介護給付等対象サービス（障がい福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）を受けているもの（支給決定を受けていない者に限る。）のうち、当該障がい者の所得の状況及び障がいの程度その他の事情を勘案して政令で定める者

2 前項の規定にかかわらず、法第19条第3項に規定する特定施設入所障がい者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障がい者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が市内であるものは、地域生活支援事業を利用できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、地域生活支援事業を利用できないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、地域生活支援事業のうち第12条に規定する地域生活支援事業高額サービス費については、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納している者に対しては、助成を行わないものとする。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りでない。

#### **(支給申請)**

**第5条** 第2条第1項第4号、第6号、第7号及び第8号の事業（以下「費用給付事業」という。）を利用しようとする者又はその保護者は、市長に地域生活支援事業支給申請書（様式第1）を提出するものとする。

2 前項に規定する申請に当たっては、前条第1項各号に規定する手帳その他関係書類を提示するものとする。ただし、療育手帳の交付を受けていない児童であつて、早期の療育が必要と市長が認めたものについては、この限りではない。

3 第2条第1項に定める事業のうち、費用給付事業以外の事業に関する利用の手続等に関しては、各事業要綱で定める。

#### **(支給決定)**

**第6条** 市長は、前条第1項に規定する申請があつたときは、速やかに審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、地域生活支援事業支給決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。この場合、申請に基づき費用給付事業の種類ごとに月又は年を単位として12月を超えない範囲において、費用給付事業に係るサービス量、障がい支援区分、負担上限月額その他市長が必要と認める内容（以下「サービス量等」という。）を定めるものとする。

3 市長は、前条第1項に規定する申請を却下するときは、却下決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項に規定する支給決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、地域生活支援事業受給者証（様式第4）にサービス量等を記載のうえ、交付するものとする。

#### **(支給決定の変更)**

**第7条** 利用者は、サービス量等を変更する必要があるときは、地域生活支援事業支給変更申

請書（様式第5）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに審査し、変更を適当と認めるときは、変更の決定を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により変更の決定をしたときは、地域生活支援事業支給変更決定通知書（様式第6）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する申請を却下するときは、却下決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

#### **（支給決定の取消し）**

**第8条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項及び前条第2項の規定により決定された支給決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が費用給付事業に係るサービスを受ける必要がなくなったと市長が認めるとき。
  - (2) 利用者が市内に住所を有しなくなったとき。（住所地特例地が市内であるときを除く。）
  - (3) 利用申請に際し、虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。
- 2 市長は、前項に規定する取消しを行うときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書（様式第7）により当該利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）に通知するものとする。

#### **（サービスに要する費用）**

**第9条** 費用給付事業に係るサービスに要する費用の額は、各事業要綱の定めにより算定した額とする。

#### **（地域生活支援給付費）**

**第10条** 市長は、利用者が当該利用決定に基づく費用給付事業に係るサービスを受けたときは、利用者等に対し、地域生活支援給付費を支給する。

- 2 市長は、利用者が費用給付事業を利用したときは、当該利用者等が当該費用給付事業に係るサービスを提供した事業者等に支払うべき当該費用給付事業に係るサービスに要した費用について、地域生活支援給付費として当該利用者等に支給すべき額の限度において、当該利用者等に代わり、当該事業者等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払については、あらかじめ利用者等と事業者等との間で書面により委任されていることを条件とし、事業所等は、市長に当該委任行為を確認できる書類の提出を求められたときは速やかに提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による支払があったときは、利用者等に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

#### **（地域生活支援給付費の額及び利用者負担の上限額）**

**第11条** 地域生活支援給付費の額は、第9条の規定により算定した費用の100分の90の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が同一の月に受けた当該費用給付事業に係るサービスに要した費用の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における当該費用給付事業に係る地域生活支援給付費の額を控除した額が、別表で定める額（以下「負担上限額」という。）を超えるときは、当該同一の月における当該費用給付事業に係る地域生活支援給付費の額は、第9条の規定により算定した費用の額から負担上限額を控除した額となる。
- 3 費用給付事業の地域生活支援給付費の額を算定する場合においては、その負担上限額は、当該事業について1月を単位に合算して、適用する。

#### **（地域生活支援事業高額サービス費）**

**第12条** 地域生活支援事業高額サービス費の対象となるサービスは、次のとおりとする。

- (1) 費用給付事業
- (2) 法第5条第1項に規定する障がい福祉サービス（以下「障がい福祉サービス」という。）
- (3) 法第5条第25項に規定する補装具（以下「補装具」という。）
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障がい児通所

支援事業及び同法第7条第2項に規定する障がい児入所支援

- (5) 介護保険法第51条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第61条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）（以下「居宅サービス等」という。）
- 2 地域生活支援事業高額サービス費の対象となる費用は、次のとおりとする。
- (1) 第11条に定める額
  - (2) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障がい者等が利用した障がい福祉サービスに要した費用の合計額から当該費用につき支給された法第28条に規定する介護給付費等の合計額を控除して得た額
  - (3) 補装具の購入、借受又は修理に要した費用の合計額（それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から法第76条第1項の規定に基づいて支給される補装具費の合計額を控除して得た額
  - (4) 児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所支援に要した費用の合計額から当該費用につき支給された同法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の合計額を控除して得た額
  - (5) 介護保険法第41条第1項に規定する介護給付等対象サービスのうち居宅サービス等に要した費用の合計額から当該費用につき支給された同法第20条に規定する介護給付費等のうち同法51条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第61条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額
- 3 地域生活支援事業高額サービス費は、次に掲げる額を合算した額が政令第17条に定める額又は負担上限額を超える場合に支給するものとする。
- (1) 利用者等が、同条第1項の各号に定めるサービスを利用した場合における前項各号により算定した額の合計額
  - (2) 利用者等の同一世帯に属する者（同条第1項第3号に定めるサービスのみ利用した者を除く。）が、同条第1項の各号に定めるサービスを利用した場合における前項各号により算定した額の合計額
  - (3) 第4条第1項第6号に規定する者が、政令第43条の4第4項に定めるサービスを利用した場合における政令第43条の5第6項により算出した額
- 4 地域生活支援事業高額サービス費の支給を受けようとする利用者等は、市長に地域生活支援事業高額サービス費支給申請書（様式第8）を提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、支給の可否を決定するものとする。
- 6 市長は前項の規定により支給を決定したときは、地域生活支援事業高額サービス費支給決定通知書（様式第9）により申請者に通知するものとする。

**（雑則）**

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

**(施行のための準備行為)**

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行期日前においても行うことができる。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の「障がい支援区分は平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条第3項第3号については、平成30年4月以降の利用分について適用する。

**附 則**

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区 分	世帯の収入状況		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般1	市町村民税課税世帯	利用者が障がい者（18歳以上）の場合 （20歳以上の施設等入所者及びグループホーム利用者を除く。）	所得割が16万円未満 9,300円
		利用者が障がい児（18歳未満）の場合	所得割が28万円未満 4,600円
一般2	市町村民税課税世帯 （一般1に該当する者を除く。）		37,200円

備考 所得を判断する際の世帯範囲

- (1) 利用者が障がい者の場合 利用者本人とその配偶者
- (2) 利用者が障がい児の場合 保護者の属する住民基本台帳での世帯

様式第1 (第5条関係)

地域生活支援事業支給申請書

半田市長 様

申請年月日 年 月 日

次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地	〒 電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	支給申請に係る児童氏名		申請者との続柄	
	身体障がい者手帳番号	療育手帳番号	精神障がい者福祉手帳番号	

訓練等給付等・介護給付等	受給者証番号		障がい支援区分		上限管理事業所	有・無
	介護給付・訓練等給付等、利用中のサービスの種類・内容					

申請する支援の種類・内容				
種類	<input type="checkbox"/> 移動支援	<input type="checkbox"/> 日中一時支援A型	<input type="checkbox"/> 日中一時支援B型	<input type="checkbox"/> 日中一時支援C型
	<input type="checkbox"/> 訪問入浴	<input type="checkbox"/> 体験的宿泊	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
内容				

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

同意書

申請にあたり、半田市長が私及び私の世帯の住民基本台帳、介護保険被保険者台帳、年金情報

及び住民税課税台帳を閲覧すること、並びに総合支援制度の効率的な活用を図るため、市が申請時等において取得した利用者等の個人情報について、指定事業所に提供することについて同意します。

氏 名



様式第2（第6条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

地域生活支援事業支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業支給について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

居宅受給者証番号		支給決定障がい者（保護者）氏名	
支給決定（変更）日	年 月 日	支給決定に係る児童氏名	
有効期間			
利用者負担			
利用者負担上限月額			

サービスの種類	支援の内容	サービスの種類	支援の内容
特記事項			

審査請求

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

半田市長

印

却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業支給(変更)については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

申請事項		支給決定障がい児 (保護者)氏名	
不支給決定日		支給決定に係る児 童 氏 名	
不支給サービスの種類、内容			
不支給の理由			

審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として(訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、診査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4 (第6条関係)

(一)		
地域生活支援事業受給者証		
受 給 者	番 号	
	居住地	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
児 童	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
交付年月日		
支給市町村名 及び印	半田市 〒475-8666 半田市東洋町 二丁目1番地  0569-21-3111	

(二)			
支 給 決 定 の 内 容			
利用者 負 担		月額負担 上 限 額	
移 動 支 援	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	支給量等		
日 中 一 時 支 援	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	支給量等		
体 験 的 宿 泊	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	支給量等		

(三)

支給決定の内容

訪問入浴	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	支給量等	
	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	支給量等	
特記事項欄		
(予備欄)		

(四)

支給量変更の記載欄

サービスの種類	変更後の支給量	市町村認印
	変更年月日 年 月 日	
	変更年月日 年 月 日	
	変更年月日 年 月 日	
	変更年月日 年 月 日	
(予備欄)		

(五)

移動支援事業者記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	

(六)

(予備欄)
-------

(七)

日中一時支援事業者記入欄				
1	事業者及びその事業所の名称			
	契約日	年 月 日		
	サービス内容			
	契約支給量(ノ月)	日	回	
	事業者確認印			
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日		
	サービス内容			
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回	
	事業者確認印			
	事業者及びその事業所の名称			
契約日	年 月 日			
サービス内容				
契約支給量(ノ月)	日	回		
事業者確認印				
当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日			
サービス内容				
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回		
事業者確認印				

(八)

( ) 事業者記入欄				
1	事業者及びその事業所の名称			
	契約日	年 月 日		
	サービス内容			
	契約支給量(ノ月)	日	回	
	事業者確認印			
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日		
	サービス内容			
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回	
	事業者確認印			
	事業者及びその事業所の名称			
契約日	年 月 日			
サービス内容				
契約支給量(ノ月)	日	回		
事業者確認印				
当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日			
サービス内容				
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回		
事業者確認印				

(九)

番号	( ) 事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	契約日	年 月 日	
	サービス内容		
	契約支給量( /月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		
2	事業者及びその事業所の名称		
	契約日	年 月 日	
	サービス内容		
	契約支給量( /月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		

(十)

(予備欄)

(十一)

### 注 意 事 項

- 1 この証は、各ページをよく読んで大切に持っていてください。
- 2 本証記載の地域生活支援事業サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者に提示してください。
- 3 支給決定期間を経過したときは、介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、半田市にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。
- 4 支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。
- 5 この証の1ページの記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、半田市にその旨を届け出てください。
- 6 支給決定期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。  
居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した半田市にご連絡、ご相談ください。  
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した半田市に届け出てください。

(十二)

- 7 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。  
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、半田市に返してください。
- 8 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を、半田市に返してください。
- 9 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。



様式第5（第7条関係）

地域生活支援事業支給変更申請書

半田市長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		受給者番号	
	居住地	〒 電話番号		
フリガナ 支給申請に係る児童氏名		生年月日	年 月 日	
		続柄		
身体障がい者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障がい者保健 福祉手帳番号
変更の理由				

変更を申請するサービスの種類等	利用の状況	利用中のサービスの種類と内容等			
	種類	変更する支援の種類・内容			
	内容	<input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援A型 <input type="checkbox"/> 日中一時支援B型 <input type="checkbox"/> 日中一時支援C型 <input type="checkbox"/> 訪問入浴 <input type="checkbox"/> 体験的宿泊 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者 との関係	
氏名	—		
住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（下記の記入は）不要 〒 電話番号		

同意書

申請にあたり、半田市長が私及び私の世帯の住民基本台帳、介護保険被保険者台帳、年金情報及び住民税課税台帳を閲覧すること、並びに総合支援制度の効率的な活用を図るため、市が申請時等において取得した利用者等の個人情報について、指定事業所に提供することについて同意します。

氏名

—

地域生活支援事業支給変更決定通知書

第 号  
年 月 日

〒475-  
半田市  
様

半田市長

印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業支給変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号			
支給決定障がい者（保護者）氏名		支給決定に係る児童氏名	
変更年月日			
変更後のサービスの種類、内容、支給量及び障がい支援区分			
変更後の利用者負担上限月額			
変更の理由			

審査請求

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、診査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

地域生活支援事業決定取消通知書

第 年 月 日 号

〒475-  
半田市  
様

半田市長

印

地域生活支援事業支給決定の取消について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号			
支給決定障がい者（保護者）氏名		支給決定に係る児童氏名	
取消年月日			
取消するサービスの種類、内容、支給量及び障がい支援区分			
取消の理由			

審査請求

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、診査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

地域生活支援事業高額サービス費支給申請書

年 月 日

半田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

下記の支給決定障がい者等に係る地域生活支援事業高額サービス費の支給について、下記のとおり申請します。

記

請 求 金 額	円
申請に係るサービス提供月	年 月分

内訳

支給決定障がい者等 氏 名	受給者番号等	サービス名	支払額	備 考
		障がい・地域・介護	円	
		障がい・地域・介護	円	
		障がい・地域・介護	円	
		障がい・地域・介護	円	
合 計			円	-①
世帯の負担上限額			円	-②

世帯の負担上限額を超える額

① - ② ( ) 円

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他		
	金融機関コード		店舗コード		口座番号	
	〒					
	口座名義人					

※申請書には請求金額のわかる領収書を添付すること。

同意書	地域生活支援事業高額サービス費支給における審査のために、市税等の納税状況(必要に応じて世帯員分を含む)を市担当者が調査することに同意します。  氏名
-----	--

地域生活支援事業高額サービス費支給決定通知書

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで申請のありました下記の支給決定障がい者等に係る地域生活支援事業高額サービス費の支給について、下記のとおり決定します。

記

支給決定金額	円
決定に係るサービス提供月	年 月分

内訳

支給決定障がい者等 氏名	受給者番号等	サービス名	支払額	備考
		障がい・地域・介護	円	
		障がい・地域・介護	円	
		障がい・地域・介護	円	
		障がい・地域・介護	円	
合 計			円	-①
世帯の負担上限額			円	-②

世帯の負担上限額を超える額

① - ② ( ) 円

【振込先口座】

口座 振 込 欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他			
	金融機関コード		店舗コード		口座番号		
	フリガナ						
	口座名義人						